

ナイジェリア税務コンプライアンス ガイドブック

(2022年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ラゴス事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ラゴス事務所が現地会計事務所 eNI Professional Services に作成委託し、2022年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび eNI Professional Services は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび eNI Professional Services が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ラゴス事務所
E-mail：info_lagos@jetro.go.jp

JETRO

目次

1	はじめに	1
2	租税	1
2. 1	法人所得税 (Companies Income Tax)	1
2. 2	高等教育税 (Tertiary Education Tax)	3
2. 3	国家情報技術開発課徴金 (National Information Technology Development Levy) ..	3
2. 4	付加価値税 (Value Added Tax)	4
2. 5	源泉所得税 (Withholding Tax : WHT)	5
2. 6	個人所得税 (Personal Income Tax : PIT)	7
2. 7	キャピタルゲイン税 (Capital Gains Tax : CGT)	9
2. 8	従業員補償制度	9
2. 9	産業教育基金 (Industrial Training Fund : ITF)	10
2. 10	国家住宅建設基金 (National Housing Fund : NHF)	11
2. 11	年金拠出	11
2. 12	税務監査および調査	12
	実地監査／調査のための準備	18
	税務監査／調査のプロセスフロー図	19

ナイジェリア 税務コンプライアンスガイドブック

1 はじめに

租税はその影響を適切に管理しなければ、企業財産に悪影響を及ぼす恐れがあるため、事業判断における重要要素である。全ての事業取引が租税に影響を与える。その認識および対応計画が早いほど、ビジネスオーナーにとって有益である。

ナイジェリアでの事業に関する税務コンプライアンスを管理するには、ナイジェリアの複雑な税法を熟知および理解し、その改正を継続的に認識しておくことが必要である。ナイジェリアの税法は、法人および個人納税者による税法の遵守を容易化すべく、近年何度も改正されている。その結果、税務コンプライアンスへの要求は高まっており、連邦政府（連邦内国歳入庁）および州政府（州内国歳入庁）の税務管理者により厳格に監視されている。さらに連邦政府および州政府は、石油価格の低下および新型コロナウイルスの世界的流行により生じた経済への悪影響を緩和するために徴税に注力している。

その結果、昨今税務検査官／調査官がその役人もしくは代理人に突如、企業の税務コンプライアンス状況について抜き打ち検査させる事案が相次いでおり、当該検査対応のため企業は莫大な費用と時間を費やしている。よって、かかる不要な出費を回避するために、ナイジェリアの税務規定の適切な遵守確保がビジネスオーナーにとって重要となっている。

2 租税

2.1 法人所得税 (Companies Income Tax)

2.1.1 法的根拠

今日までの改正を含む 2004 年法人所得税法 (The Companies' Income Tax Act Cap. C21 LFN 2004 : CITA) がナイジェリアで事業を行う企業に対する課税の法的根拠となっている。具体的には、CITA 第 9 条に「法人所得税は、各賦課年度について、ナイジェリアにおいて発生し、由来し、持ち込まれまたは受領された、キャピタルゲイン税法、石油利益税法および個人所得税法に基づく課税対象とならない会社の利益に対し本法の第 40 条(1)に定められている税率で課され支払われるものとする」と定められている。

現行の法人所得税率は粗利益の 30% である。粗利益は、損金算入費用および損金不算入費用の調整ならびに損失控除および資本控除後に算定される。ただし、年商 2,500 万ナイラ (NGN) 未満の小企業については法人所得税が免除され、年商 2,500 万ナイラ以上かつ 1 億ナイラ未満の企業については 20% の税率で課される。

税務上の利益の確定については、CITA 第 24 条に方針が定められており、税務上控除される全ての費用が完全、排他的、必要かつ合理的な費用であるかの検査基準を満たすことが求められている。本規定は、税控除の対象となる費用の全てが、当該利益を創出する目的で生じていなければならない

らず、該当する企業以外のいずれの者も当該費用から利益を得ておらず、当該費用がなければ当該利益が創出されておらず、当該費用が当該利益との関係において合理的であるべきことを示唆するものである。上記の検査基準を満たしていない費用は、事業以外の目的で生じたものとみなされる可能性があり、法人所得税務上 FIRS により費用として認められない。

また企業は、その費用の関係書類を保持することが求められる。関係書類は、費用が生じた証拠として FIRS により提出を求められる場合がある。証拠書類により裏付けられない費用は FIRS により認められない可能性がある。

2.1.2 遵守要件

登録：全ての企業が連邦内国歳入庁（FIRS）に登録し納税者識別番号（TIN）を取得することを求められる。TIN の取得は、ナイジェリアにおいて法人銀行口座を開設する際の必須条件となっている。

年次納税申告：全ての企業が、その会計年度の末日から 6 カ月以内に、該当する賦課年度の納税申告書を提出することを求められる。新たに設立された企業の場合、年次納税申告書の提出期限は、設立日から 18 カ月以内またはその最初の会計期間の末日から 6 カ月以内のうち、より早期に生じる期限とされる[参照：CITA 55 (2&3)]。

納税申告書には、署名された会社の監査済み財務諸表、法人所得税計算書、正当に記入した法人所得税自己申告書および所得税債務の支払証明書類を含むものとする。

FIRS が、税務コンプライアンスを容易化するために「TaxProMax」と呼ばれる税務管理ソリューションコードを導入したことに留意しておくことが重要である。TaxProMax は、特に税務登録、申告、支払および納税者の口座に対する源泉所得税の自動控除およびその他租税の控除機能を含む強固な税務管理ソリューションである。また TaxProMax は、税務コンプライアンスへの懈怠を監視し、納税者の口座に対し自動的に違約金を課している。

2.1.3 不遵守に対する罰則

法人所得税の納税申告書の期限内の提出義務違反に対する罰則は、下記のとおりである。

- (i) 提出違反が生じた最初の月について 25,000 ナイラ
- (ii) その後違反が継続している各月について 5,000 ナイラ

また、法人所得税債務の支払遅延に対し、10%の違約金およびコマーシャルレートによって規定された利息が課される。

申告書提出期間の延長：会社が CITA の第 55 条に定められている期間内にその申告書を提出できない場合、当該会社は FIRS に申告書提出期限の延長を書面で申請できる。当該申請書には、提出遅延の理由を含むべきとされ、FIRS が真正な理由として納得した場合、会社に提出期間の延長を書面で許可する。

2.2 高等教育税 (Tertiary Education Tax)

2.2.1 法的根拠

ナイジェリアに登録されている企業に対する高等教育税の課税の法的根拠は、2011年高等教育信託基金 (ETC 設立) 法 (Tertiary Education Trust Fund (Establishment ETC) Act) である。本法は、ナイジェリアで設立された企業に対し、課税対象利益の 2% の税率を課税している。企業の課税対象利益は、法人所得税法または石油利益税法において定められている方法で確定するものとされる。本法は、ナイジェリアに登録されている会社に対し本法により課される税を査定し徴収する権限を FIRS に与えている。本税は、FIRS からの課税通知の通達日から 60 日以内に支払わなければならない。

2.2.2 遵守要件

ナイジェリアに登録されている全ての企業が、FIRS 教育税自己申告通知書 (Form 4D EDT) を記入し、法人所得税の納税申告書とともに提出することを求められる。高等教育税の支払証明書類も申告書に添付すべきとされる。

2.2.3 不遵守に対する罰則

高等教育税の支払の遅延または懈怠に対し、10% の違約金およびコマーシャルレートによって規定された利息が課される。

2.3 国家情報技術開発課徴金 (National Information Technology Development Levy)

2.3.1 法的根拠

情報技術課徴金 (IT 課徴金) 賦課の法的根拠は、2007 年国家情報技術開発法 (National Information Technology Development Act 2007 : NITDA) である。NITDA は、国家情報技術開発基金の財源の一部として、本法の附則 3 に掲げる年商 1 億ナイラ以上の会社および企業の税引き前利益に対し 1% の課徴金を課している。本課徴金は、税控除の対象となる [参照：第 12 条(2)]。

NITDA の附則 3 に示されているとおり、IT 課徴金を課される会社および企業は以下のとおりである。

- (i) GSM サービスプロバイダーおよび全ての電気通信会社
- (ii) サイバー企業およびインターネットプロバイダー
- (iii) 年金管理業者および年金関連企業
- (iv) 銀行およびその他の金融機関
- (v) 保険会社

NITDA は、企業に対し本法により課される課徴金を査定し徴収する権限を FIRS に与えている。本課徴金は、FIRS からの課税通知の送達日から 60 日以内に支払わなければならない。

2.3.2 遵守要件

2.3.1 ナイジェリアで登記されている全ての企業が、FIRS IT 課徴金自己申告通知書 (Form 1A NITDEF) を記入し、法人所得税の納税申告書とともに提出することを求められる。IT 課徴金の支払証明書類も申告書に添付すべきとされる。

2.3.3 不遵守に対する罰則

会社が本法に定められている期間内の IT 課徴金の支払を怠った場合、FIRS は、IT 課徴金と未払額の 2% の支払を求める請求通知を発行する。加えて、FIRS により請求通知が発行された日から 2 カ月以内に本賦課金と 2% の違約金を支払わなかった会社は有罪となり、有罪判決により 1,000,000.00 ナイラ以上の罰金を科される。

2.4 付加価値税 (Value Added Tax)

2.4.1 法的根拠

ナイジェリアにおける商品およびサービスの提供に対する付加価値税 (VAT) の賦課を可能にする法律は、今日までの改正を含む 2004 年付加価値税法 (Value Added Tax Act Cap. VI LFN 2004) (「VATA」または「本法」とする) である。付加価値税は、明示的に免税されている商品およびサービスを除き、ナイジェリアにおける全ての商品およびサービスの提供に対し課税され支払われるものとされる。税率は、2020 年 2 月 1 日以降 7.5% となっている (2020 年 1 月 31 日までは 5%)。VAT が免除される商品およびサービス以外に、石油以外の輸出品、外交官が購入した商品およびサービス、ならびに人道的支援者の資金援助プロジェクトに使用するために購入された商品等、税率が 0% とされる商品およびサービスが存在する。本法は、付加価値税の管理運営を連邦内国歳入庁 (FIRS) に任せている。

2.4.2 遵守要件

登録：本法は、課税対象者に対し、営業開始時に本税の目的において FIRS に登録することを求めている。ナイジェリアで事業を行っている非居住会社については、本税の目的において、税務関連の連絡用住所として当該企業と契約を有している個人の住所を FIRS に登録することが求められる。

登録抹消：本法は、ナイジェリアでの事業の実施を恒久的に停止する全ての課税対象者に、税務上登録を抹消させる旨を事業の停止から 90 日以内に FIRS に通知するよう求めている。

納税申告：年間納税額が 2,500 万ナイラ以上の課税対象者は、毎月 21 日までに VAT 納税申告書を月次で FIRS に提出しなければならない。申告書には、申告月に課税対象者が支払っ

た input VAT および彼が徴収した output VAT を含まなければならない。当該月に支払うべき VAT は、output VAT と input VAT との差額となる。当該月に支払った input VAT が、徴収した output VAT を超過する場合、input VAT の超過分は翌月に徴収する output VAT からの控除額として繰り越されるものとする。

output VAT から回収可能な input VAT は、再販売のために直接購入または輸入された商品および output VAT が課される商品の直接生産に使用される在庫商品に対する税に限定される。

タックス・インボイス：課税対象者は、課税対象商品またはサービスの供給時に、サービスの購入者または受領者に対しタックス・インボイスを発行するものとする。タックス・インボイスには、特にサプライヤーの TIN、供給物の価値および供給物に課される 7.5% の VAT を記載するものとする。

リバースチャージ：石油ガス産業に従事している会社、政府機関、および非居住会社と取引を行うナイジェリア企業は、VAT を源泉徴収し、FIRS に直接送金することが求められる。

2.4.3. 不遵守に対する罰則

- (i.) 第 8 条(1)に定められている期間内の FIRS への登録懈怠に対し、最初の月について 50,000 ナイラ、その後の各月について 25,000 ナイラの違約金が課される。
- (ii.) 課税対象者による翌月の 21 日までの本税の送金懈怠に対し[15 条]、未払税額の 10% の違約金およびナイジェリア中央銀行 (CBN) の定める利息 (minimum rediscount rate) が課される。
- (iii.) 恒久的事業停止の FIRS への通知の懈怠に対し、最初の月については 50,000 ナイラ、当該懈怠が継続しているその後の各月については 25,000 ナイラの違約金が課される。
- (iv.) タックス・インボイスの発行の懈怠に対し、供給された商品またはサービスの価格の 50% の違約金が課される。
- (v.) 本税の徴収懈怠に対し、未徴収額の 150% の違約金および CBN minimum rediscount rate より 5% 高い利率の利子が課される。
- (vi.) 納税申告書の提出懈怠に対し、最初の月については 50,000 ナイラ、当該懈怠が継続しているその後の各月については 25,000 ナイラの違約金が課される。

2.5 源泉所得税 (Withholding Tax : WHT)

2.5.1 法的根拠

源泉徴収を可能にする法律は、今日までの改正を含む 2004 年法人所得税法 (Companies' Income Tax Act Cap. C21 LFN 2004 : CITA) [第 78~81 条]、今日までの改正を含む 2004 年個人所得税法 (Personal Income Tax Act LFN 2004 : PITA) [第 69~73 条]および石油利

益税法（Petroleum Profits Tax Act : PPTA）[第 54～56 条]である。各法において、いずれかの会社、組合または企業に課される源泉所得税は、当該企業等に対する支払額から回収されるものとして定められている。

具体的には、会社および個人は、支払が履行または与信された日（いずれか最初に生じた日）に、契約締結先の役務提供者に履行した支払額から特定税率にて源泉所得税を控除し、各法に定める期間内に関連税務当局に送金することが求められる。控除した税（源泉所得税）は、当該会社、組合または個人に課された所得税を相殺するために使用することができる。そのため、源泉所得税（WHT）は所得税の前払いとみなされる。控除した本税を関連税務当局に送金すべき期間は、FIRS への送金については本税が控除または徴収された日（支払が履行または与信された日）から 21 日間、州内国歳入庁（State Internal Revenue Service: SIRS）への送金については 30 日間である。

WHT の課税対象となるサービスおよび活動には、特に代理店業務、専門サービス、宅配業務、セキュリティ、修理保守、設備賃貸サービス、レンタル、リース、管理サービス、建設契約等が含まれるがこれらに限定されない。適用税率は、サービスまたは活動の性質およびナイジェリアにおいて支払の受領者に所得税が課されるか否かによって決まる。

サービス／活動	法人受益者 (%)	個人受益者 (%)
賃料	10	10
利子	10	10
ロイヤルティ	10	5
配当金	10	10
役員報酬	10	10
弁護士／専門家報酬	10	5
建設	2.5	2.5
供給契約	5	5
技術／コンサルティング	10	5
委託料	10	5

2.5.2 遵守要件

源泉徴収：会社および個人は、支払が履行または与信された日（いずれか最初に生じた日）に、役務提供者に対し履行された支払から特定の税率で源泉所得税を控除することが求められる。

送金および申告：会社および非法人企業は、翌月の 21 日（FIRS への納税）または 30 日（SIRS への納税）に控除した WHT を関連税務当局に送金することが求められる。また、WHT の送金には、受益者の氏名、住所、TIN、サービスの性質、総請求額、WHT 債務額および WHT 税率等の支払人および受益者の詳細を示した別紙を添付すべきとされる。FIRS への納税の場合、受益者に対する本税の直接控除を可能にするために、別紙を TaxProMax プラットフォームにアップロードする。SIRS への納税の場合、支払人が WHT の貸方票を取得し、関連税務当局による課税時または個人所得税の納税申告時に所得税の相殺に使用できるようにクレジットノートを受益者に送付すべきとされる。

2.5.3 不遵守に対する罰則

源泉所得税の控除または控除した税の関連税務当局への送金の懈怠について、SIRS への納税の場合は未払税に加えて未払税の 10%の違約金および現行利率による利子が課される。FIRS への納税の場合は、年率 10%の違約金および銀行貸出金利の利子が課される。

2.6 個人所得税 (Personal Income Tax : PIT)

2.6.1 法的根拠

今日までの改正を含む 2004 年個人所得税法 (The Personal Income Tax Act 2004 : PITA) および 2002 年累進源泉課税 (Pay as You Earn: PAYE) 運用規則 (Operation of PAYE Regulation 2002) は、ナイジェリアにおける従業員 (地元従業員および外国人従業員) の所得に対する課税について規制している。PITA は、個人、コミュニティー、家族の所得および何らかの決済、信託または財産に基づき被信託人または遺言執行人に生じた所得に対し個人所得税を課している。個人所得税は、個人が居住しているまたは居住しているとみなされる地域の州内国歳入庁 (SIRS) により徴収される。

雇用主による雇用に基づき従業員に発生したまたは従業員が受領した全ての所得が、総合所得控除 (consolidated relief allowance : CRA) 後に、標準累進税率による課税対象となるため、外国人従業員と地元従業員との間に税率の区別はない。CRA は、総報酬の 20%に、総報酬の 1%または 20 万ナイラのうち高い方を足した金額控除される。CRAに加えて、従業員は、年金拠出金、自身または配偶者の生命保険料、持ち家建設のための住宅ローンの利子に対し減税される。

累進個人所得税表

課税対象所得水準 (年額)	税率 (%)
最初の 300,000 ナイラ	7
その後 300,000 ナイラ	11
その後 500,000 ナイラ	15
その後 500,000 ナイラ	19
その後 1,600,000 ナイラ	21
3,200,000 ナイラ以上	24

現物給付 (Benefits in Kind: BIK) : 従業員の属する組織および職位に応じて、従業員への通常の現金支給に加えて従業員に提供されるその他の非現金雇用給付を意味する。現物給付には、公用車、家具付き住居等が含まれる。

給付の様式にかかわらず、課税対象となる現物給付の金銭的価値は、従業員の累進源泉課税 (PAYE) 額の決定において総報酬の一部とみなされる。会社により提供された公用車および住居の各課税価格は、当該公用車の価格および雇用主が負担した実際の賃料の 5%とされる。

外国人従業員の居住：居住の概念は、管轄領域において外国人従業員が課税対象となるか否かの判断における重要要素である。個人は居住者、非居住者または二地域居住者に分類される。

ナイジェリアでは、ナイジェリアに定住している個人は居住者とみなされる。他国において外交官を務めるナイジェリア人もナイジェリアの居住者とみなされる。居住者である個人は、当該個人が国内外で得た所得に対しナイジェリアで課税される場合がある。

非居住者である個人は、ナイジェリアで所得を受領したか否かにかかわらず、ナイジェリアに由来するまたは由来するとみなされる所得に対し課税される。二地域居住者である個人については、そのステータスを判断する際に、定住地、重要利害関係、常用居所および国籍等の一定の基準が適用される。

PITA の第 10 条に従い、従業員は、その職務の全てまたは一部がナイジェリアで行われる場合および雇用主がナイジェリアに所在しているまたはナイジェリアに固定的施設を有する場合、ナイジェリアから所得を得ているとみなされる。ただし、下記の場合を除く。

- (i.) ナイジェリアの居住者ではない雇用主を代理して職務が履行され、ナイジェリア国内の雇用主の固定的施設において報酬が発生しない。
- (ii.) 従業員が一暦年に合計 183 日間（年次休暇または一時的な休職期間を含む）ナイジェリアに所在していない。
- (iii.) 他国との二重課税防止条約の規定に基づき当該他国において従業員の所得に課税される。

上記の条件は統一的に考慮され、いずれか一つの条件に該当しても、個人所得に対し最終的にナイジェリアで課税されることに留意する。

さらに、ナイジェリア国内の政府による雇用により生じた所得は、職務がナイジェリア国外で履行されたか否か、所得がナイジェリアで受領されたか他の場所で受領されたかにかかわらず、ナイジェリアに由来するものとみなされる。

2.6.2 遵守要件

登録および PAYE 税の送金：PAYE 規則に従い、雇用主は関連税務当局からの正式な通知の有無にかかわらず、PAYE を控除し送金する目的で関連税務当局に登録するものとする。また本規則は、従業員の報酬から税を控除し、営業開始後 6 カ月以内に関連税務当局に送金することを雇用主に求めている。通常、従業員から控除した PAYE 税は、翌月 10 日までに関連税務当局に送金されるものとする。

雇用主の年次申告書（Form H1）：PITA の第 81 条は、前年度に従業員に支払った全ての報酬および控除し関連税務当局に送金した税金の申告書提出を全ての雇用主に求めている。当該申告書は、翌年の 1 月 31 日までに提出するべきとされる。

従業員または個人の年次申告書（Form A）：PITA の第 41 条は、毎賦課年度の開始から 90 日以内に、当該賦課年度の前年度における全収入源からの所得の申告書を関連税務当局に提出することを課税対象者に求めている。

2.6.3 不遵守に対する罰則

支払期限の到来した PAYE 税の送金の懈怠に対し、年率 10%の違約金および現行市場利率による利子が課される。

雇用主の年次申告書の提出の懈怠または遅延に対し、法人については 50 万ナイラの違約金、個人については 5 万ナイラの罰金が課される。

2.7 キャピタルゲイン税 (Capital Gains Tax : CGT)

2.7.1 法的根拠

2004 年キャピタルゲイン税法 (The Capital Gains Tax Act Cap. C1 LFN 2004) は、いずれかの個人または法人がナイジェリアに所在しているか否かにかかわらず、その資産の処分により当該いずれかの個人または法人に生じたキャピタルゲインに対し課税する法的根拠となっている。適用税率は、当該資産によって得られた累計売上高から、当該資産の取得原価および処分時の付帯費用を差し引いて得られる課税対象額の 10%とされる。本法の規定の遵守の懈怠に対しては、所得税の場合と同一の所定の違約金および利子が課される。

株式の処分により生じたキャピタルゲインは、CGT の税務上課税対象利益にはならないものとされる。また、資産の処分から得た利益を資産の再取得に適用する場合で、再取得資産が処分された資産と同等の資産であり、同一の用途に使用される場合、当該処分により生じた利益は CGT の対象とならないものとされる。ただし、当該者が当該再取得を税務当局に申請することを前提とする。

同様に、損害に対する補償 (compensation for loss of office) は、金額が 10,000,000 ナイラを超える場合を除き、CGT の税務上課税対象とならないものとされる。

2.8 従業員補償制度

2.8.1 法的根拠

2004 年労働者災害補償法 (The Workmen's Compensation Act, LFN 2004) にとってかわった 2011 年従業員災害補償法 (The Employees' Compensation Act 2011) は、職場での事故により業務上の疾病または傷害を被った従業員に対する補償の支払について定めている。本法は、ナイジェリア社会保険信託基金 (NSITF) 管理委員会に本法 (ECA) の施行および従業員補償基金 (ECF) の管理に対する責任を与えている。

2.8.2 遵守要件

本法は、全ての雇用主がその給与総額の最低 1%を基金に拠出することを強制している。ただし拠出率は、雇用主が従事している産業分野によって変更される場合がある。NSITF は雇用主による拠出金であって、従業員の所得から控除されるものではない。

雇用主は、各年の 2 月末日までに下記の内容を含む申告書をナイジェリア社会保険信託基金 (NSITF) に提出することが求められる。

- a. 前年に従業員に支払われた全ての報酬の計算（該当する場合）
- b. 現行年度に従業員に支払われる予定の報酬の見積
- c. 職務または活動の性質
- d. NSITF 委員会により求められる何らかの追加情報

加えて雇用主は、各年の 12 月 31 日までに給与支払報告書の署名済みコピーを NSITF に提出することが求められる。

2.8.3 不遵守に対する罰則

不遵守に対する罰則は、NSITF 委員会により決定される賦課率によって計算される。また、賦課金の不払いに対し、未払賦課金額の 10%が違約金として課される。

2.9 産業教育基金 (Industrial Training Fund : ITF)

2.9.1 法的根拠

2011 年産業教育基金法 (The Industrial Training Fund Act 2011) に基づき、地元で教育を受けた人材を十分にプールするため、産業および商業における技能の習得を促進および奨励するための産業教育基金 (ITF) が設立された。ITF を統治する委員会は、本法の規定に従い当基金を管理する責任を負う。

5 名以上の従業員を有する全ての雇用主または年商 5,000 万ナイラを超える雇用主は、ITF に登録し拠出することが求められる。拠出率は給与総額の 1%とされる。本法において給与総額は「民間または公的機関の全ての従業員に対しナイジェリア国内外において支払われる全ての基本給、手当およびその他の給付金の合計額」と定義されている。

全ての拠出金は、記入済年次申告書 Form ITF 5 とともに、控除年の翌年の 4 月 1 日までに支払う。

雇用主が従業員への教育プログラムを実施し、ITF が適切なものであると認められた場合には、拠出金の最大 50%が還付される場合がある。当該教育プログラムが従業員に対し実際に実施されたことを確認できる関係書類を提出して審査が行われる。

2.9.2 不遵守に対する罰則

ITF 拠出金の支払遅延に対しては、未払金額の 5%の違約金が課される。

2.10 国家住宅建設基金 (National Housing Fund : NHF)

2.10.1 法的根拠

国家住宅建設基金法 1992 年法律第 3 号 (The National Housing Fund Act No. 3 of 1992) が法的根拠である。本法は、NHF に登録することを全ての雇用主および従業員に求めている。当基金は、本制度への拠出者へ利用しやすい利率で、抵当不動産価格の最大 80% を融資することで、ナイジェリア人に対して住宅の所持を促進することを目的としている。融資実行可能額は、500 万ナイラが上限とされる。

従業員に 3,000 ナイラ以上の基本給を支払っている雇用主は、NHF に登録することが求められる。その結果、従業員の月給の 2.5% に相当する金額を、控除から 1 カ月以内にナイジェリア連邦抵当銀行 (FMBN) を介して NHF に支払うことが求められる。基金への拠出により、登録者は融資期間中、住宅費用の定率および固定金利による住宅ローンを受ける資格を得る。

NHF の不遵守に対し、法人については 50,000 ナイラ、個人については 20,000 ナイラの違約金もしくは 5 年の禁固刑またはその両方が科される。

2.11 年金拠出

2.11.1 法的根拠

ナイジェリアは、2011 年年金改革法 (Pension Reform Act 2011) (「本法」) により規制される拠出型年金制度を運営している。本法に基づき、3 名以上の従業員を有する雇用主は、ナイジェリアの年金制度に登録し、給与の支払日から 7 日以内に、その従業員が選択した年金基金管理会社 (PFA) に拠出することを求められる。

雇用主は従業員のひと月の総報酬の 10% 以上、従業員は同 8% 以上を従業員の退職貯蓄口座 (RSA) に拠出することが求められる。雇用主は、年金制度への拠出について全額負担することができるが、その場合の拠出額は、少なくとも従業員の月次報酬の 18% 以上でなければならない。

また年金改革法は、全ての従業員に対して年間生命保険証券を保持することを各雇用主に求めることを定めている。同生命保険によって、少なくとも従業員の年間報酬 3 年分を補償するものとされる。

本法の規定の不遵守に対し、国民年金委員会 (PENCOM) が決定する違約金が課される。ただし違約金は、未払拠出金額の合計の 2% を超えないものとされる。

2.12 税務監査および調査

2.12.1 導入

上記において多様な租税およびその制定法上の遵守要件について考察してきた。本項では、税務管理における法令遵守の主要な強制手段としての税務監査および調査に焦点を当てる。連邦または州のあらゆる税務当局または管理局の主要関心事の一つは、関連税務当局を介した政府への納税額の会計において納税者に効率的に税法を遵守させることである。このため税務当局または管理局は、様々な手段を用いて税務コンプライアンスを監視および強制している。

自己申告：自己申告制度は、関連税務当局への各自の納税額を自主会計する特権を納税者に与えている。税法は、様々な租税について自己申告書提出の法定期間を定めており、自己申告した納税者に対する1%の減税等、追加インセンティブを定めている法令もある。自己申告制度は、納税者が税法の規定を理解し、各自の金融取引を税務当局に公正に開示することを想定している。自己申告制度は、現在も政府にとって最も経済的な税務コンプライアンスツールとなっている。

政府または最適な判断機関による課税：納税者が支払うべき税額を税務当局がその判断により決定し、納税者に対し課税通知を発行できる場合がある。CITA 第 65 条は、納税者が該当する法定期間内の申告書提出を怠った場合または納税者により提出された申告書が税務当局の要求を満たさない場合に、当該納税者を査定し課税する権限を税務当局に与えている。政府または最適な判断機関による課税は、税務当局が経験に基づき、納税者を適切な評価しまたは査定する。

デスクレビュー：本税務執行手段において、税務当局は、支払われたまたは支払われる予定の租税の公平性を確認するために自己申告書を検査できる。税務当局は、損金算入された費用に関する別紙／関係書類を求めることができ、納税者により提出された監査済み財務諸表の内容に基づき VAT および WHT のハイレベル検査を実施する。また納税者は、調整会議時に自己申告した税務ポジションを実証することを許可される場合がある。多くの場合、デスクレビューによって納税者に追加納税義務が発生する。

税務監査：税務監査は、課税のための納税者の適切な査定を目的として、関連税務当局が実施する納税者の税務会計記録の体系的な検査・検証である。税務監査は、支払われた租税の正確性を確認し、納税者が税法を遵守して算定していたか否かを確認することを目的に実施される、会計簿・納税申告書・納税額の検査である。税務監査は自己申告に付帯して行われ、多くの場合、その後に追徴課税される。税務監査は、自己申告制度における税務コンプライアンスの不備を補うための税務管理手段であり、税制における不遵守を検知および抑止する一助となる。監査の対象は、監査実施年（現行年）から遡って最長 6 年間に制限される。

税務調査：税務調査は、証拠の収集を目的として、納税者の事業全体に対して実施される独立調査である。通常、税務調査は詐欺や脱税の疑いがある場合に実施される。対象期間についての時間的制限はない。税務監査とは異なり、税務調査は納税者に通知することなく実施できる。税務調査の結果により、過少申告された租税の回収に加えて、納税者が刑事訴追される場合がある。

2.12.2 法的根拠

税務検査、税務監査および調査の法的根拠は以下の法令による。

2004 年個人所得税（改正）法（Cap P8 LFN 2004）

第 47 条(1)(c)：「個人の所得または利得に関する完全な情報を取得する目的において、関連税務当局は、通知に定める期限内に、(a) 通知に特定する申告書を記入し関連税務当局に送付すること、(b) 当該所得または利得に関連する何らかの事項に関する調査のために関連税務当局の役人と自ら会合すること、(c) 関連税務当局が必要であるとみなすとおりに通知に明記されている場所および時期（当該期間中毎日の場合がある）における調査のために、関連税務当局が必要であると考慮する何らかの帳簿、文書、会計書類および申告書を提出することまたは提出させること、または (d) 氏名および住所を含む、通知に特定するその他何らかの情報を口頭または書面により提供することを求める通知を当該個人に出すことができる。」

第 55 条（1&2）：「関連税務当局が、いずれかの時点で、所得税の課税対象者が課税されていないまたは課すべきであった金額よりも少ない金額を課されていることを検知した場合またはそのように判断した場合、関連税務当局は、賦課年度内にまたは賦課年度の終了から 6 年以内に、必要な頻度で、課すべきであった金額または追加金額を課税対象者に課することができる。」

「ただし、本法に基づき課された何らかの租税に関連して課税対象者またはその代理人による何らかの形式の詐欺、故意の債務不履行または過失が生じた場合、関連税務当局は、いつでも必要な頻度で、当該詐欺、故意の債務不履行または過失に起因する何らかの租税の損失を埋める目的に必要な金額または追加金額を当該課税対象者に課することができる。」

2004 年法人所得税法（Cap C21 LFN 2004）

第 60 条(1)：「いずれかの者への通知により特定する期間内に利益に関する完全な情報を取得する目的で、当局は、(a) 通知において特定する何らかの申告書を記入し当局に送付すること、(b) 当該利益に関連する何らかの事項に関する調査のために当局のオフィスに自ら出向くこと、(c) 当局が必要とみなすとおりに通知に明記されている場所および時期（当該期間中毎日の場合がある）に帳簿、書類およびその他何らかの情報を調査のために提出することまたは提出させること、または (d) 氏名および住所を含む当該通知に特定するその他何らかの情報を口頭または書面で提供することを求める通知を当該者に提供できる。」

第 60 条(4)：「本条または本法のその他いずれかの規定のいずれの定めも、当局が何らかのガイドラインにおいて適宜特定するいずれかの申告書またはコンピューター、デジタル、磁気、光学もしくは電子媒体に保存されているものを含む帳簿、文書、会計書類の記載に関連する何らかの事項を税務監査または調査により検証することを妨げるものと解釈されないものとする。」

2007 年 FIRS 設立法（FIRS establishment Act 2007）

2007 年 FIRS 設立法の第 35 条(2)は、その他いずれかの制定法または法令における何らかの相反する規定にかかわらず、当局は、何らかの違法行為が当局に報告されているか否かにかかわらず、いずれかの税法の違反を確認するために調査するまたは調査させる権限を有するものとするとして定めている。

2.12.3 税務監査および調査を誘因する行為

S/N	税務監査	税務調査
i.	高額な納税	詐欺、故意の債務不履行または脱税の疑い
ii.	納税申告書の提出遅延	税務当局またはその他法執行機関への申立
iii.	租税還付申請	税務監査の長期化および税務監査による結果の不確定
iv.	納税申告書内の重大な誤記	グループ会社または関連会社の構成員に対する調査の実施
v.	納税額の大幅な変更	税務監査済み期間における重大な不履行の検知
vi.	未払課税額の清算の懈怠	企業やその関連会社の不正行為のニュース／申立
vii.	報道やメディア媒体からの情報	
viii.	収益の増大化	

2.12.4 税務監査および調査の手順

税務監査または調査の通知：典型的な納税監査または調査は、会社に対する税務監査または調査を行う旨を納税者に知らせる税務当局からの通知をもって開始される。当該通知には、税務監査または調査の対象期間もしくは開始提案日が記載される。

加えて、税務監査通知書には、通常、監査のために納税者が照合する書類および情報のリストが包含される。また、納税者が記入すべき書式が添付されている。当該書式の目的は、会社の背景情報、事業の性質、使用している会計システム、主要顧客、銀行業者、支店箇所等の情報を収集することである。

税務監査または調査の通知への回答：納税者は、税務監査または調査の通知の受領後、実施開始日より前の合理的期間内に通知に対して回答することが期待される。納税者は、税務当局が提案した日を承認するか、別の実施開始日を提案できる。納税者は、税務監査または調査の実施日の延期を望む場合、その理由を示すべきとされる。多くの場合、実施開始日延期の理由は、監査または調査の要件を照合する機会を納税者に与えることである。税務当局は、新たな開始日を承認または却下する権利を有する。通常、税務当局は、経験に基づき、開始日延期の理由に合理性がある場合、納税者の提案した開始日を認める。

実地監査／レビュー段階：本段階は、税務監査の適切な開始を意味する。実地監査は、通常、開始会議をもって開始される。納税者または会社の重要な役職にある社員は、当会議に出席することを求められる。当会議は、税務当局が納税者の敷地等への滞在中に会社／納税者の経営状況、すなわち、企業の所有構造、主要な社員、会計システム、安全要件を適切に理解することを可能とすることを要点とする。

開始会議の終了時に、税務当局の代表者が、会社のオフィスに立入り、監査に必要な書類を受領する。実地レビューは、税務当局が納税者の財務記録の確認を完了し、質問に対する十分な回答を得るまで継続する。本段階における税務監査人の主な役割は、納税者と税務当局代表者との間の仲介役として活動することである。税務監査人は、納税者を代理して税務監査チームからの質問に対する回答を提供し、監査に必要な全ての書類が監査チームに適宜提供されることを保証する。

税務当局の代表者の歓待は、納税者の裁量によるが、当該行為が税務監査チームの決定に影響を与えるべく行われたという誤解を与えないために注意すべきである。

実地レビュー終了会議：通常、実地レビューは、会議（開始会議）をもって開始したように、会議（終了会議）をもって終了する。終了会議には、会社の主要社員の代表者、特に財務管理部の社員が出席すべきである。当会議は、監査中に検知された問題について協議し、監査に必要な全ての書類および情報が提供されたことを確認することを目的とする。

納税者またはそのコンサルタントは、本段階において税務当局の代表者と良好な関係を構築すべきである。良好な関係は、監査の進捗状況の監視やフォローアップを促進させ、問題の迅速な解決に役立つ。納税者またはそのコンサルタントは、税務当局代表者の現場作業中、自身の税務上の立場を固守しつつ、税務当局代表者に対し礼儀正しくオープンな態度で接すべきである。

実地監査後：本段階は、実地監査の終了から、税務当局からの合意済み追加課税通知の受領に至るまでの全ての税務監査活動を含む。本段階における納税者またはそのコンサルタントの役割には、下記が含まれる。

1. 実地監査後に税務当局から求められた追加書類および情報を提供する。
2. 税務監査報告書の発行前に追加の説明を提供し、監査により生じた何らかの問題を解決するために税務監査または調査チームとのフォローアップを行う。
3. 税務監査報告書の受領後、税務コンサルタントを招いて報告書について協議し、当該報告書への回答様式について合意する。回答書の法定提出期間内に税務当局に回答書を確実に提出する。
4. コンサルタントとともに、税務当局により招集された税務監査調整会議に出席する。会議に出席する前に、税務当局により指摘された問題に対するコンサルタントと自身の主張を常に一致させておく。
5. 自身の財務記録および税法の規定と一致していない税務監査課税通知に異議を唱える。
6. 自身の主張と税務当局の主張の違いを区別し、当該相違に関する税法の立場を再確認する。これに基づき、税務当局に対し自身の意見を追加表明でき、法令を遵守しつつ、税務監査に関する問題を解決する誠実な意思を有することを示すことができる。自身の意見を主張するために税務当局との非公式会合を開いても問題はない。ただし、闇取引を行ってはならない。
7. 税務監査の問題についての調整および合意後に、税務監査チームとフォローアップを行い、追加課税通知を受領し、法定期間内に支払処理を行う。会社が一度に追加課税を清算できない場合には、分割払いについて税務当局と書面で合意する。

2.12.5 税務監査および調査の効率的な管理方法

納税者による税務監査の管理工程は、監査においてあらゆるコンプライアンスギャップが見つかることに留意した上で、セルフアセスメントすることから始まる。税務監査に関する問題および関連費用を最小限に抑えるために、納税者は下記を実施すべきである。

- a) 適切な記録を維持する。全ての費用を第三者からの書類により証明できるようにしておくべきである。
- b) 期限内に納税申告書を提出する。納税申告書の提出遅延を防ぎ、提出された納税申告書が関連課税当局により適切に認識されるようにする。
- c) 疑義がある場合、専門家に助言を求める。または、会社の税務を税務コンサルタントに管理させる。申告書の提出遅延または不正確な申告書により発生する費用は、税務コンサルタントの手数料よりも高くつくことが多い。
- d) コンプライアンスギャップを是正するために年度末税務検査を行う。会社は、自己税務監査のように当該検査の実施を税務コンサルタントに求める。年度末検査に使用した情報は、税務監査時に役立つ。

2.12.6 税務監査および調査における顕著な問題

1. **収益**：通常、FIRS は、会社がその収益を過少申告していないことを確認するために、報告された会社の収益を検査の対象とする。当該検査には、会社の収益を確認するための FIRS ポータルにおける会社の源泉所得税のクレジットノート、または会社の銀行取引明細書を用いた検査が含まれる場合がある。しかし、両アプローチにそれぞれ欠点がある。監査済み財務諸表において報告した収益が過少申告ではないことを FIRS に証明する責任は会社側が負っている。
2. **割引／リベート**：割引は商品またはサービスの価格の割引を意味し、リベートは支払の一部の返還を意味する。割引もリベートも販売のインセンティブとしてまたは支払促進のために使用される（運転資本）。収益の報告において多くの製造会社が、収益は全ての割引額を控除して計上されるべきであると定める国際財務報告基準（IFRS）15号に依拠している。ただし、FIRS は、税務監査および調査時に割引額の処理について異議を唱えることが多い。

割引が請求書の額面に記載されている場合、会社が当該割引に関する議論に勝つのは容易かもしれない。請求書の額面に割引が記載されていない場合、FIRS は当該割引の合法性を確認するために会社の割引方針書および売掛金元帳の提出を求める場合がある。また FIRS は、運転資本の管理は会社単独で負担するものであり、減税のために使用すべきでないと主張しており、通常 CIT および VAT の税務実務においては現金割引を認めていないことに留意すること。

3. **証拠のない費用**：税務上の利益の確認については、CITA の第 24 条に指針が定められている。第 24 条は、税務上控除される全ての費用が完全、排他的、必要かつ合理的（wholly, exclusively, necessarily and reasonably: WREN）な費用である否かの検査基準を満たすことを求めている。本規定は、税控除の対象となる費用の全てが、利益を創出する目的で生じていなければならない、該当する企業以外のいずれの者も当該費用か

ら利益を得ておらず、当該費用がなければ当該利益が創出されておらず、当該費用が当該利益との関係において合理的であるべきことを示唆するものである。上記の WREN 検査基準を満たしていない費用は、事業以外の目的で生じたものとみなされる可能性があり、法人所得税務上 FIRS により認められない。

また、会社はその費用の関係書類を維持することを求められる。関係書類は、費用を負担した証拠として FIRS により求められる可能性がある。書類による証拠、特に第三者からの書類により証明されない費用は、証拠のない費用として FIRS により認められない可能性がある。

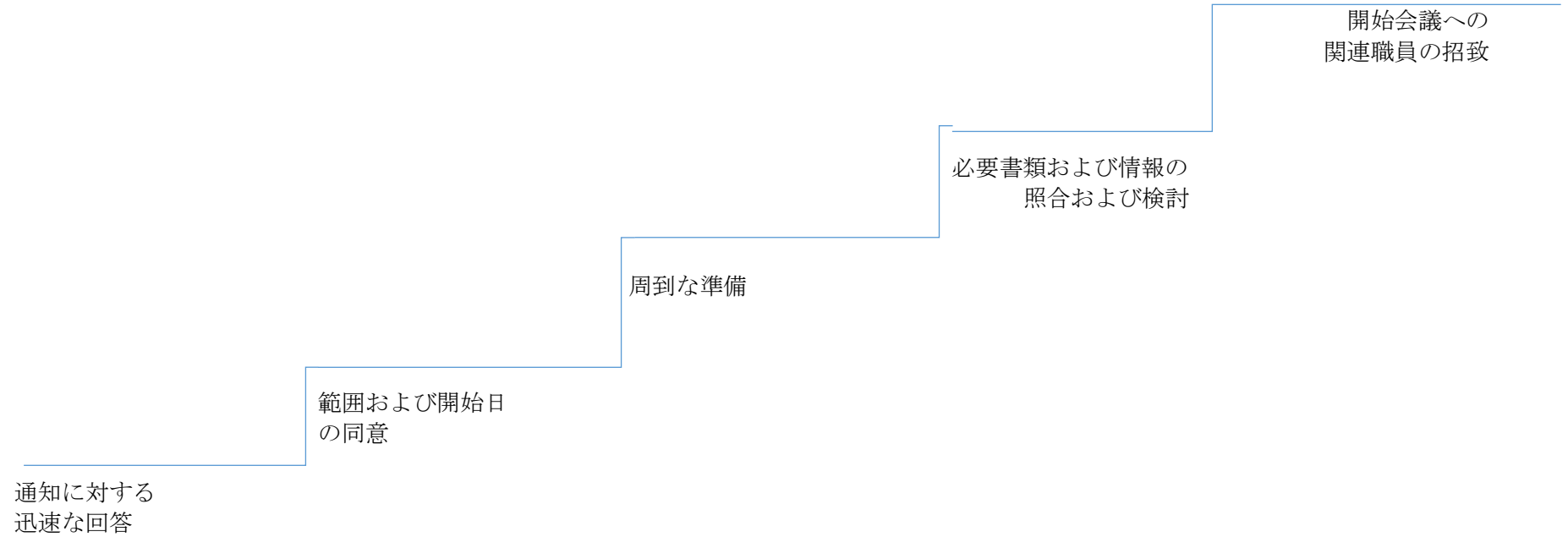
4. **滞船料**：通常 FIRS は、滞船料は違約金であると訴え、税務監査および調査時における税務上の滞船料控除には異議を唱える。ただし、Tetra Pak West Africa Limited 対 FIRS 事件において、国税不服審判所（TAT）は、滞船料は何らかの制定法の規定により課される違約金または罰金ではなく、合意された期間内の船舶の荷積みまたは荷卸しの懈怠に対する補償金または手数料であると解釈する Black's Dictionary of Law およびその他の外国の司法当局における滞船料の定義に依拠した。これに基づき TAT は、滞船料は WREN 検査の要件を満たす事業費用であり、CITA に基づき税務上控除可能であると判断した。
5. **外国人従業員：個人所得税（PAYE）**の税務において、州の税務当局は、通常、外国人従業員の給与所得を確認する際、当該従業員の雇用契約に依拠する。契約がない場合または契約において外国人従業員の報酬が完全に開示されていない場合、当該外国人従業員は、税務当局による最善の判断（BOJ）による査定の対象となる場合がある。加えて、税務当局は、ナイジェリアにおける外国人従業員に関する租税その他の雇用主の義務を免除する際、移民削除申告書の日付に厳格に依拠する。
6. 税務監査および調査時に FIRS が異議を唱える可能性のあるその他の費用には、証拠のない宣伝費用、非承認組織への寄付金、引当金／減損等が含まれる。
7. 源泉所得税（WHT）

WHT は、SIRS および FIRS による税務監査の重要な対象である。FIRS は通常、監査手数料、研修、修理保守、印刷物および備品等、WHT を生じさせた取引の監査済み財務諸表の額面価格に基づき会社に WHT を課税するが、全ての項目が実際に WHT を生じさせるわけではない。これを回避する方法は、会社が該当する簿記上の取引を分析し、WHT を生じさせた取引を明示することである。また、WHT の税法を遵守することが会社にとって安全策となる。

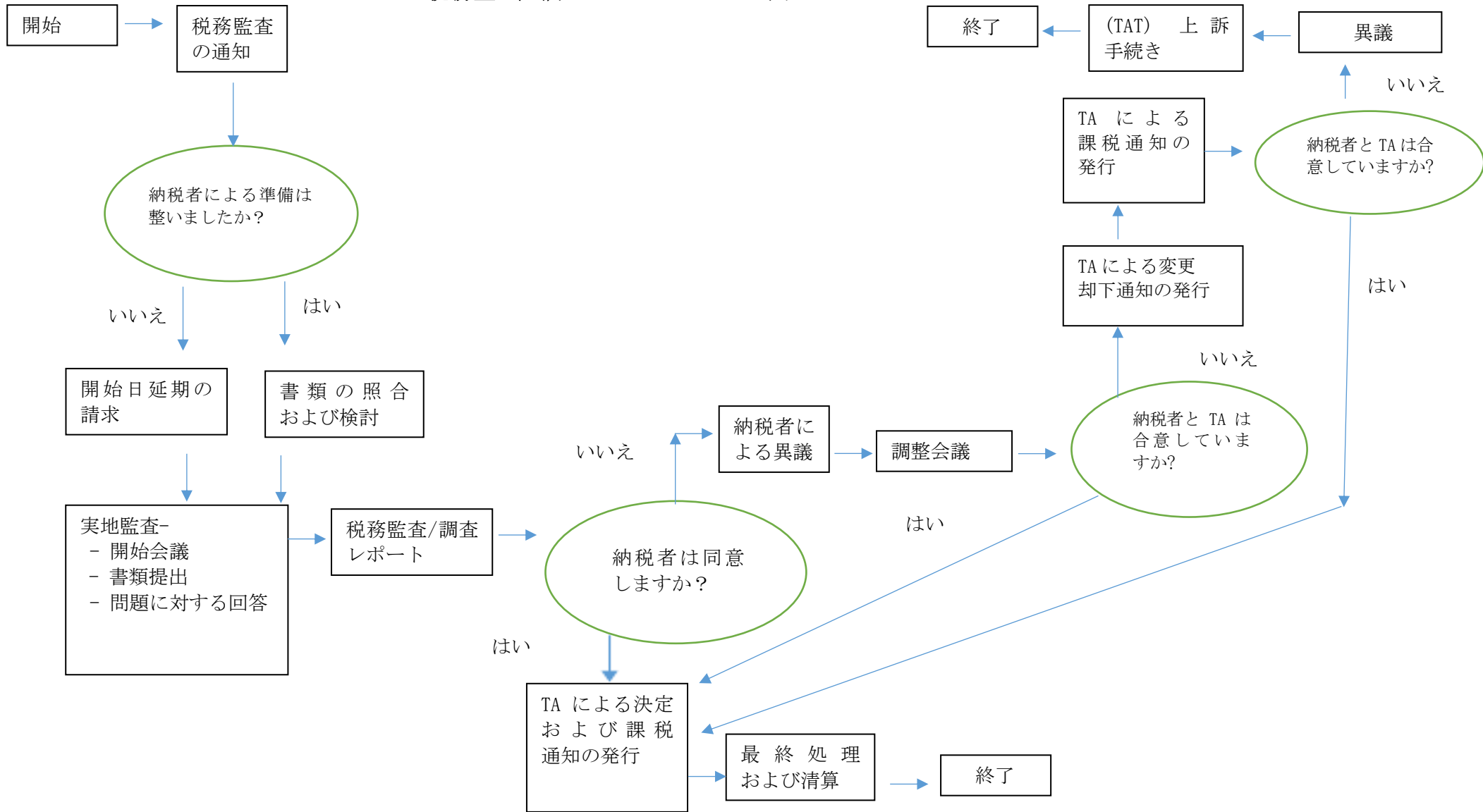
8. 輸入原材料

FIRS は、会社により申告された原材料費およびインプット VAT を検証するために通関書類の提出を求める場合がある。通関代行・運送業者は、その料金を開示するための文書を、開示したり会社と共有したりする行為を躊躇する場合がある。上記の事態が生じた場合、申告可能な輸入原材料費およびインプット VAT を証明する書類が不十分になる可能性があり、会社に深刻な税務上の問題が生じる。

実地監査／調査のための準備



税務監査／調査のプロセスフロー図



注記：上訴手続において敗訴した場合、訴訟費用および累積違約金を負担しなければならないことに留意することが重要である。